

# 広報しゃり Shari

広報しゃり

2020

5

No.921

月号

おこなも  
んじゅんごるちまじ



密室回避



外出控え



換気



密集回避



咳エチケット



密接回避



手洗い

写真：この春、知床ウトロ学校に入学した林 大地（はやし だいち）くん（1年生 / 写真中央）。友だちと思いっきり遊んだあとはしっかり手洗い！ピカピカになりました！

# 交通事故あなたは大丈夫？ 考えよう！ 町の交通安全

私たちの身近には、交通事故のない安全な社会の実現に向けて日々活動をしている人たちがいることをご存知でしょうか。

「交通安全指導員」。かけがえのない命を守るために陰ながら地域の交通安全を支える優しいヒーローです。交通安全指導員の活動を知って、事故のない社会のために自分ができることを考えてみませんか？



## 交

交通安全指導員の皆さんは、ほとんどの方が本業を持ちながら、多

くの人に交通安全に対する意識を持ってもらうために活動しています。主に歩行者への交通指導や登下校時の子どもたちの誘導、交通安全の日等の街頭指導をはじめ、しれとこ斜里ねぶたやほまなすマラソン大会など町内イベント開催時における交通警備なども行っています。

「制服を着ているから警察官?」と思われがちですが、交通安全指導員は警察官ではありません。令和2年度からは、設置に関する制度が変わり、町の非常勤特別職から会計年度任用職員として位置づけられ、警察・自治会・学校などと連携して、町の交通安全のために信念を持って住民を優しく見守っています。

今回は、交通安全指導員を代表して指導部長を務める齊藤 清盛さんに活動に対する思いを語っていただきました。

### 大切なのは一人ひとりの意識

「私にも孫がいます。交通事故が起きると想像を絶するような悲しくつらい思いをする人が必ずいます。交通事故防止の取り組みに終わりはありません。」

幸いなことに昨年は、斜里町内での死亡事故件数はゼロでしたが交通事故はちよつとした油断が大きくなるとし穴になります。齊藤さんは「交通事故を防止するためには運転する一人ひとりがしっかり意識を持つてほしい」と言います。

### 嬉しいのは子どもたちの笑顔

「町内イベントで交通整理を行っていた時『どける。邪魔だ』と怒鳴られたこともありましたが、それがそれ以上に印象深く残っているのは、信号待ちをしている子どもたちが『おはようございます』と元気よく笑顔であいさつをしてくれたり、『いつもありがとう』と声をかけてくれることです」と顔をほころばせる齊藤さん。

活動の中での喜びが齊藤さんをはじめとする交通安全指導員の皆さんの力になっています。



斜里町交通安全委員会  
指導部長  
齊藤 清盛 さん

平成14年に交通安全指導員に加入。以来、家業の農業を営みながら地域の交通安全に尽力。平成30年から指導部長に就任。指導部長になってからは、指導員同士の交流にも力を入れて取り組んでいます。

### 課題は担い手の不足

「近年は担い手の不足が続いている状況です。また、指導員の高齢化も進んでいます。もつと多くの人に、指導員のことを知ってもらいたいと感じています」。

交通安全指導員の定員は20名ですが、現状は16名で活動しています。特にウトロ地区では、1名体制での活動を余儀なくされています。



ウトロ地区担当  
藤田 裕司 さん

近年ではレンタカーに乗りウトロを訪れる外国人観光客が増えてきています。子どもたちには、信号や標識に頼らず、信号を渡るときに周りをよく見て一呼吸おいてから渡るように指導しています。

## 交通事故は他人事と言えますか？

北海道警察によると、平成31年1月～令和元年12月の道内における小学生の被害（月別死傷状況）は、全体で99件。そのうち6月の発生件数が15件と最も多くなっています。また、時間別では、14時～18時の下校時が最も多くなっています。進学・入学シーズンも過ぎたこれからの時期は、子どもたちにも慣れが出てきます。親も子ども余裕を持った行動をとることが重要です。

斜里町の交通安全は、家庭・学校・各種団体・



2

3

1交通安全指導員辞令交付式の様子。「ここの交差点お願い!」「あの交差点ね。了解!」。交付式後は、街頭指導の割り振り決めと今後に向けての意思疎通が図られました。2この春、斜里小学校に入学した新一年生は慣れない様子で学校へ向かっています。指導員さんは優しく声を掛けていました。3斜里小学校で行われた交通安全教室の様子。子どもたちはみんな真剣です。

自治会・警察など多くの人たちが支えています。皆さんの共通の願いは「誰もが犠牲にならない社会であること」。しかし、交通事故をなくすためには、一部の人のだけの取り組みではいけません。

心のどこかで「自分はそのままいい。自分は大丈夫」という気持ちを持つている人もいるかもしれませんが、交通事故の危険はいつでも誰にでも及ぶ可能性があります。

一人ひとりの意識で交通事故はなくすことができます。いま一度、交通安全を「自分のこと」として考えてみませんか。

## 交通安全指導員に興味をもった方は まずは斜里町役場住民生活課へ!

交通安全指導員に関心がある方はお問合せください。

- 【条件】①町内在住の20歳以上の方  
②身体的に健康な方  
③視力、色の識別に異常がない方

【報酬】報酬有り(斜里町会計年度任用職員扱いとなります。)

☎ 役場 住民生活課 住民活動係 ☎0152-23-3131 (内線120)

## 公共交通（しゃりぐる） の活用をおすすめします!

斜里町独自の市街地巡回バス「しゃりぐる」の平成30年度の乗車利用実績は、2,982人（前年度比599人増）。着実に利用実績が広がっている状況です。

この取り組みにより、高齢者による運転免許証自主返納の一助になっていることや事故件数減少にかかる効果が出ていることが報告されています。

いま一度、自分の身体の衰えを客観視して、自家用車からしゃりぐるの利用に切り替えを考えてみることも、大切な命を守る勇気ある決断と言えるのではないのでしょうか。

## しゃりぐるに関する お問合せはこちらまで!

☎ 役場 住民生活課 住民活動係  
☎0152-23-3131 (内線120)



斜里警察署  
地域・交通課長  
佐藤 史暁 さん

とはもちろん、見通しの悪いところでは、よく周囲に目配りすること。夜間の外出が必要な場合には明るい服装や反射材を付けるなどの心がけが必要です。

地域全体で事故を絶対に起こさせないという思いを常日頃から共有していることで、事故のない社会にすることができそうです。斜里町に暮らす私たちみんなが悲しい事故ゼロを目指しましょう。

ドライバーは、信号や標識の確認はもちろん、「いるかもしれない」運転を習慣づけておくことが大切です。走り慣れた道だからといって警戒心が薄れてしまうことも大変危険です。

▼斜里警察署では、交通事故を未然に防止するため、交通安全情報や交通事故件数、交通事故発生マップを掲載しています。下記のQRコードからアクセスできます。

☎ 斜里警察署  
地域・交通課  
☎ 0152-23-0110





## 敬老祝金 支給事業

お祝いの対象者と祝品内容を変更します。

### ▼対象者

88歳（米寿）・99歳（白寿）  
基準日（9月1日）において、町内に3ヶ月以上住所を有し、その年の1月1日から12月31日までの間に対象年齢に達する、又は達した方

### ▼お祝い品

1万円分ポテト商品券



## 地域交流敬老会 助成事業

助成対象となる方の年齢を段階的に引き上げます。

令和2年度 71歳以上  
令和3年度 72歳以上  
令和4年度 73歳以上  
令和5年度 74歳以上  
令和6年度以降 75歳以上

基準日（4月1日）において、その年の12月31日までに対象年齢以上になる高齢者を対象にし、4月1日から翌年の3月31日までの期間に実施する地域交流敬老会事業（自治会敬老会主催）

## 布団乾燥サービス

寝たきりの高齢者などが快適な在宅生活を送ることができるよう、布団乾燥サービスを提供し、寝具の衛生管理を行います。

### ▼対象

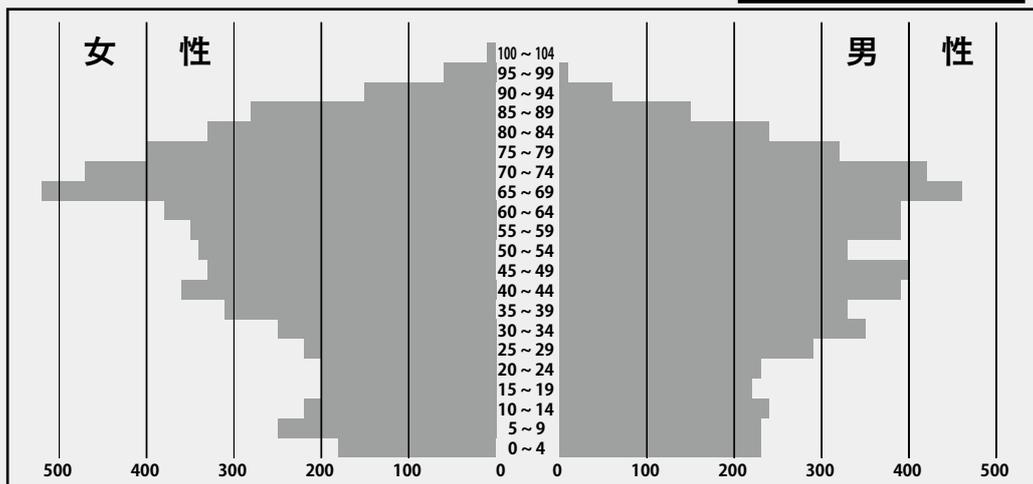
要介護3～5の在宅者および虚弱な一人暮らしの高齢者など

### ▼利用料

無料

## 斜里町の人口分布 （令和2年4月1日現在）

縦軸：年齢（5歳刻み）  
横軸：人数（町内人口）



サービスを利用するためには、申請が必要です。

詳しくは、ぽると21福祉係までお問い合わせください。

☎ ぽると21保健福祉課 福祉係  
☎ 0152-22-2500



## 介護用品支給 事業（在宅）

寝たきり・認知症の高齢者を在宅で介護している世帯に対し、おむつ等購入券を支給し、経済的負担の軽減を図ります。

### ▼内容

月額4,400円分のおむつ購入券  
※従前は現物支給でしたが、介護する人・される人がお互いに使いやすいものをご購入できるよう町内取扱店で使用できる購入券を支給。

### ▼対象

要介護3～5の方を在宅で介護している介護者

## 介護保険低所得者 負担金軽減助成事業

介護保険サービスの利用者負担が困難な低所得者の方に、負担金の一部を助成します。

### ▼対象

要支援1～要介護5の方  
※課税状況および所得により制限があります。

## 移送サービス

寝たきりなどの理由で車イスでの移動が必要な要介護者の通院を手助けするため、居宅と医療機関の間の送迎を行います。

### ▼対象

要介護3～5の在宅者  
※買い物などでの利用はサービス対象外です。

### ▼利用料

送迎区間によって異なります。

### ▼利用範囲

原則、網走まで  
（その他の地域は要相談）

見直し

## 介護用品購入 助成事業(入院)

介護保険施設以外の医療機関に3ヶ月以上入院し、介護用品を使用されている方の家族に、介護用品の購入費用を助成します。

### ▼助成限度額

月額 4,950円

※従前は4,725円を限度としておりましたが、消費税増税に伴い限度額を変更しています。

※申請には3ヶ月以上の入院を証明できる医療機関の領収書が必要となります。

## 家族介護者 元気回復交流事業

6ヶ月以上在宅で家族などを介護している方に一時的に介護から離れて、介護者のみなさんでの温泉交流でリフレッシュしていただけるよう、町内で使用できる温泉宿泊券を支給します。

### ▼対象

要介護3～5の方を在宅で介護している方

見直し

## 緊急通報システム 貸与事業

虚弱な独居高齢者や高齢者夫婦世帯及び重度の身体障がい者の方へ、携帯型緊急通報システムを貸与し生活不安の解消・人命安全確保を図ります。

### ▼利用料

町民税非課税世帯は1,375円/月

町民税課税世帯は2,750円/月

### ▼対象

自立～要介護5の在宅者

※自宅設置型から緊急時の対応が可能な携帯型に変更し、通報先も看護師常駐の相談センターに変更。

# 令和2年度より 高齢者福祉施策を見直します

昨今、高齢化が急激に進行し、社会保障費の負担増が斜里町においても避けては通れない課題となり、町の財政状況は厳しさを増しています。

将来世代に負担を残すことなく持続可能な高齢者福祉施策を進めていくために、令和2年度より一部の事業について見直しを図り継続していく必要があります。

## 理美容サービス

寝たきりなどの理由で美容院や美容院に出向くことが困難な高齢者のお宅に訪問し、理美容サービスを提供します。

### ▼対象

要介護3～5の在宅者

### ▼利用料

1回500円

### ▼回数

1人あたり年4回が限度

※カット以外も希望の場合は自己負担です。

## 食の自立支援事業

調理が難しい一人暮らしの高齢者などの居宅に食事を配達します。

### ▼対象

自立～要介護5の方

### ▼利用料

1食300円

### ▼回数

週1回～5回(回数の上限は審査によって決定します)

※糖尿病・肝臓病などの個別の対応はできません。

※このサービスは夕食のみです。

## 除雪サービス

自力での除雪が困難な高齢者などに除雪サービスを提供します。

### ▼対象

単身の高齢者および高齢者夫婦世帯、身体障がい者の方など

### ▼作業内容

15cm以上の積雪がある場合に、自宅の玄関前から道路まで道幅1m程度を除雪します。

※玄関前以外の灯油タンク周り、車庫周辺は対象外です。また、作業日時の指定はできません。

**1** 教育委員会 博物館  
横山 仁美 / よこやま ひとみ  
町民のみなさまと楽しい博物館  
をつくれるよう頑張ります！

**2** 農業委員会  
羽田野 由美子 / はたの ゆみこ  
何でもご相談ください！！

**3** 建設課  
今野 洋司 / こんの ようじ  
今までの経験を活かして、ふるさと  
斜里町に恩返しがしたいです！

**4** 水道課  
若木 嶺河 / わかさき りょうが  
町民のみなさまから信頼される  
職員を目指して頑張ります！

**5** 国保病院 看護師  
久保 紗貴子 / くぼ さきこ  
笑顔で真面目に仕事します！

**6** 国保病院 看護師  
丸子 香織 / まるこ かおり  
心も新たにがんばります！  
よろしくお願いたします！

**7** 国保病院 看護師  
高橋 五月 / たかはし さつき  
個人への尊厳と、優しさを忘れ  
ず接していきます！

**8** 教育委員会 公民館  
津田 偉吹 / つだ いぶき  
町民のみなさんの役に立  
てるように頑張ります！

**9** 教育委員会 公民館  
山中 岳史郎 / やまなか たけしろう  
町民のみなさんの力になれるよう  
一生懸命に努めたいと思います！



**10** 教育委員会 公民館  
成田 隆之 / なりた たかゆき  
明るく元気にみなさんのお役に  
立てればと思っています！

**11** 税務課  
長井 駿都 / ながい しゅんと  
斜里町のみなさんのため  
に一生懸命頑張ります！

**12** 税務課  
松村 壱星 / まつむら いっせい  
明るく元気に頑張ります！よろ  
しくお願いたします！

**13** 保健福祉課 保健師  
川名 綾 / かわな あや  
町民のみなさまの心身共にサ  
ポートできるよう精進します！

**14** 保健福祉課 管理栄養士  
狩野 百香 / かのう ももか  
町民のみなさんから信頼される  
管理栄養士を目指します！

**15** 双葉保育園 保育士  
村田 奈月 / むらた なつき  
町民のみなさんにとって、安心  
できる存在になりたいです！

**16** 双葉保育園 保育士  
笠井 和代 / かさい かずよ  
今までの経験を生かして、子  
どもたちのために頑張ります！

**17** はまなす保育園 保育士  
前川 はるか / まえかわ はるか  
斜里町のかわいい子ども達の為  
に頑張ります！

**18** 農務課  
廣島 蓮 / ひろしま れん  
町民の方々とたくさん関わりを  
持っていきたいです！

**19** 商工観光課  
牧原 莉里華 / まきはら りりか  
町民のみなさんから信頼される  
身近な存在になりたいです！

**20** 教育委員会 生涯学習課  
山本 ますみ / やまもと ますみ  
少しでも町民のみなさんのお力  
になりたいと思っています！

# 職員 人事 異動

令和2年度の新たな体制

幸せを実感できる住みよいまちづくりを目指し、令和2年4月1日付けで役場、議会事務局、教育委員会、国保病院、斜里地区消防組合の人事異動を行いました。また、今年度は新規採用職員20名を加えた新たな体制でスタートしています。

### 役場

#### 《役場 会計課》

- ▼会計管理者・会計課長兼務 **伊藤菜穂子** (生涯学習課 学校教育係 長より昇格)
- ▼会計課 齋藤 **梨奈** (企画総務課)

#### 《役場 総務部》

- ▼企画総務課長 **松井卓哉** (総務係長より昇格)
- ▼事務課長 **結城みどり** (公民館 公民館係長より昇格)
- ▼参事 (知床財団派遣 事務局長)
- ▼高橋 **誠司** (農務課長・農業委員(公事務局長))
- ▼企画総務課 総務係長 **代田 佑輝** (税務課 課税係より昇格)
- ▼企画総務課 企画係長 **東 優里** (企画総務課より昇格)
- ▼財政課 財政係長 **三嶋 慎太郎** (商工観光課 観光係長)
- ▼企画総務課 **鎌田 紋佳** (商工観光課 商工労政係)

#### 《役場 民生部》

- ▼子ども通園センター長 兼務 **鹿野 美生子** (子ども支援課長・児童育成係長兼務)
  - ▼住民生活課主幹 (住民活動・地域交通担当)・住民活動係長兼務 **武山 和人** (国保病院事務部主幹)
  - ▼保健福祉課総合相談係長 **松井 由希** (保健推進係より昇格)
  - ▼はまなす保育園長 **牧野 早恵子** (はまなす保育園より昇格)
  - ▼子ども通園センター主査 (療育推進担当)
  - ▼工藤 **聖士** (療育推進係より昇格)
  - ▼住民生活課 **高田 結** (子ども支援課 児童育成係)
- #### 《役場 産業部》
- ▼農務課長・農業委員(公事務局長兼務)
  - ▼伊藤 **智哉** (企画総務課長・企画係長兼務)
  - ▼商工観光課 観光係長 **岩淵 聖也** (商工労政係より昇格)
  - ▼水産林務課 水産係長 **山内 孝樹** (住民生活課 住民活動係長)
  - ▼商工観光課 **岡田 新** (農務課 農政係)

### 議会事務局・教育委員会

#### 《議会事務局》

- ▼議会事務局長 **茂木 公司** (税務課長より昇格)

#### 《教育委員会》

- ▼公民館係長兼務 **佐々木 剛志** (公民館長)
- ▼博物館長兼務 **村上 隆広** (博物館長)
- ▼生涯学習課 学校教育係長 **旭 勝也** (税務課 収納係より昇格)
- ▼公民館 **川内 涼** (会計課 会計係)
- ▼博物館 **阿部 公男** (再任用)

### 国保病院

#### 《病院 薬剤部》

- ▼薬剤科 主任技師 **小野 哲朗** (技師より昇格)

#### 《病院 看護部》

- ▼看護部長代理 看護師長 **太田 悦子** (一般病棟担当 看護師長)
- ▼地域連携室 看護師長 **南出 由紀子** (一般病棟担当 主任より昇格)
- ▼一般病棟担当 看護師長
- ▼米山 **友美** (一般病棟担当 副看護師長より昇格)
- ▼療養病棟担当 看護師長
- ▼西村 **さおり** (療養病棟担当 副看護師長より昇格)

#### 《病院 事務部》

- ▼事務次長・総務係長及び医事係長兼務 **武山 和史** (財政課 財政係長より昇格)
- ▼医事係 **百々 典男** (再任用)

#### 《3月31日付定年退職者》

- ▼百々 **典男** (会計管理者)
- ▼山中 **正実** (総務部参事 知床財団派遣 事務局長)
- ▼塚田 **浩子** (はまなす保育園長)
- ▼阿部 **公男** (議会事務局長)
- ▼佐野 **厚子** (国保病院看護部長)

### 斜里地区消防組合

#### 《消防署》

- ▼総務課 庶務係 **赤坂 幸治** (ウトロ分署 警防係長)
  - ▼予防課 危険物係長
  - ▼秋山 **政之** (ウトロ分署 予防・危険物係長)
  - ▼消防課 救急係主任
  - ▼松田 **涉** (消防署 総務課 庶務係主任)
  - ▼消防課 警防係 **山口 祐輔** (ウトロ分署 警防係)
  - ▼消防課 警防係 **高松 凌丞** (新採用)
- #### 《消防署 ウトロ分署》
- ▼警防係長 **古谷 雅寛** (消防署 消防課 救急係主任)
  - ▼予防・危険物係長
  - ▼丸子 **晃弘** (消防署 予防課 危険物係長)
  - ▼警防係 **堀籠 広渡** (消防署 消防課 警防係)

## 道内の国民健康保険料率統一に向けた斜里町の対応について

平成 30 年度より、国民健康保険の運営が市町村単位から都道府県単位に広域化され、国民健康保険における財政運営の責任主体は北海道となり制度が運営されています。

北海道は国民健康保険の加入者が同一の所得及び世帯構成であれば、道内どこの市町村に住んでいても保険料が同じになるように令和 12 年度(2030 年)を目標として道内の保険料を統一する方針を示しました。このことから、斜里町においても保険料は全道の平均に向かって今後上昇することが見込まれます。

北海道による激変緩和措置が令和 5 年度に終了する予定であるため、保険料の統一に向けた対応は早い時期に実施することが適切と判断しており、以下の 3 項目について経過措置を設けて見直しに向けた対応を検討しています。

☎ 役場 住民生活課 医療年金係 ☎ 0152-23-3131 内線 147

### 固定資産にかかる保険料の廃止

保険料の統一後の算定方式は資産割を除いた所得割・均等割(人数)・平等割(世帯)の 3 方式とされたため、現在、所得割・資産割・均等割・平等割の 4 方式で課税している斜里町の方式を 3 方式に変更します。段階的に資産割分を減らし、その分は所得割に求めます。

保険料全体に求める資産割の比率(案)

現行	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
100 分の 9	100 分の 6	100 分の 3	廃止

### 賦課割合の変更

斜里町が定めているこれまでの賦課割合を、国保の都道府県化による納付金算定方式に基づく割合に変更します。斜里町は全道の中で所得が高いため、所得割の割合が大きくなります。全道に占める斜里町の所得の割合によってこの割合は変動します。

保険料の賦課割合(医療分)

	所得割	資産割	均等割	平等割
現在	100 分の 46	100 分の 9	100 分の 32	100 分の 13
改正後	100 分の 65	廃止	100 分の 25	100 分の 10

※改正後の割合は令和 2 年度の算定結果による

### 保険料の独自減免制度の廃止

所得が低い方の保険料は所得の額により、均等割及び平等割が 7 割、5 割または 2 割軽減されています。斜里町では独自に軽減後の均等割及び平等割の 2 分の 1 を減免していますが、保険料の統一にあたり廃止します。

軽減・減免基準の統一、一般会計からの法定外繰入の解消、後期高齢者医療制度においても最大 8.5 割の軽減が令和 3 年度に 7 割軽減となることに伴う対応です。

保険料の均等割及び平等割の軽減及び町独自減免(2人世帯)

	所得 33 万円以下	所得 89 万円以下	所得 135 万円以下
現在	7 割軽減(国保制度) +1.5 割減免(町独自)	5 割軽減(国保制度) +2.5 割減免(町独自)	2 割軽減(国保制度) +4 割減免(町独自)
改正後	7 割軽減	5 割軽減	2 割軽減

※軽減対象となる所得の基準(令和元年度)

- ・ 7 割軽減：所得 33 万円以下
- ・ 5 割軽減：所得 33 万円 + 被保険者数 × 28 万円
- ・ 2 割軽減：所得 33 万円 + 被保険者数 × 51 万円

#### ▼経過措置

賦課割合の変更及び町独自減免制度の廃止は令和 3 年度以降に実施を検討しますが、町が保有する国民健康保険基金の活用による激変緩和措置についてもあわせて検討します。

# 住宅のリフォームを考えている方へ

斜里町でいつまでも快適に暮らしていただけるよう、居住環境のリフォームに係る工事費を補助する「快適住まいのリフォーム事業」を実施しています。

## 補助対象住宅の主な要件

- ・住宅を建設してから5年以上が経過していること。
  - ・工事金額が30万円以上（税抜）であること。
  - ・斜里町が発注する工事に登録されている町内建設業者が、リフォーム工事を行うこと。
  - ・令和3年3月末までに工事が終了し、補助申請の手続きを完了するもの。
- ※空き家のリフォームにも活用可能な場合がありますのでご確認ください。
- ※平成22・23年度に申請を行っている住宅は利用実績がリセットされますので、再度当事業を利用することができます。

## 補助金の額

区分	補助率	補助上限額
一般世帯	工事費の10%	20万円
高断熱化工事	工事費の15%	30万円
中古住宅購入改修（一般世帯）	工事費の15%	30万円
中古住宅購入改修（子育て世帯）	工事費の20%	40万円

※子育て世帯とは中学3年生までの子どもがいる世帯です。

# 住宅の耐震改修を考えている方へ

地震が発生したとき、住宅の倒壊などの被害を軽減させるため耐震改修の工事費を補助する「斜里町住宅耐震改修補助事業」を実施しています。

## 補助対象住宅の主な要件

- ・昭和56年5月31日以前に建設された住宅であること。
- ・北海道の耐震診断技術者名簿に登録されており、改修工事の施工会社に所属している者が耐震診断を実施していること。
- ・令和3年2月末までに、工事が終了し補助申請の手続きを完了するもの。
- ・必要に応じ、現地調査に協力できること。

## 補助金の額

耐震改修の工事費に応じ、補助額が変わります。

工事費	補助額
20万円未満	工事費の全額
20万円以上 200万円未満	20万円
200万円以上	工事費の10% ※補助上限額は30万円

- ・この2つの補助事業は重複する部分を除き、併用することができます。また、予算がなくなり次第終了となります。ご了承ください。

- ・事業の要綱、提出書類の様式などは斜里町ホームページからダウンロードすることができます。ご利用ください。

☎斜里町ホームページ

(<https://www.town.shari.hokkaido.jp/>)

▶目的から探す▶生活・環境 [建物・建築]

▶ [快適住まいのリフォーム事業について]

または [斜里町住宅耐震改修補助事業について]

または [空き家に関する情報提供について]

☎ 役場 建設課 建設係 ☎ 0152-23-3131 内線 211

## 快適な暮らしのこと 考えてみませんか？



住宅改修の補助事業のお知らせ

狂犬病は一度発症すると治療がなく、ほぼ死にいたる恐ろしい感染症です。  
 近年、狂犬病が撲滅された国であっても、野生動物を媒介し感染の拡大が確認されています。  
 下記の巡回注射などを利用し、毎年必ず飼い犬に予防注射を行いましょう。  
 ※どの場所でも受けられます。なお、移動のため時間帯が多少遅れる場合があります。

令和2年度より会場を一部変更しておりますのでご注意ください！！

5/26 火



地区	場所	時間帯
以久科北	太陽宮農集団集会所前 (斜里第1地区農作業管理休養施設)	9:30～9:40
朱円西	朱円西集会所前	9:45～9:55
朱円	朱円公民館前	10:00～10:15
朱円東	朱円東会館前	10:20～10:30
峰浜	消防団第5分団詰所前	10:40～10:55
日の出	小池宅前	11:20～11:30
	七条商店前	11:35～11:40
ウトロ	漁村センター前	13:20～13:50
	ウトロ診療所前パレケ駐車場	14:00～14:15
	つくだ荘前	14:25～14:35
	ウトロ集会所前(高原)	14:45～14:50
ウトロ西	蝦名宅前	15:05～15:15

5/27 水



地区	場所	時間帯
大栄	旧中村商店前	9:25～9:35
美咲	美咲公民館前	9:40～9:50
川上	川上公民館前	10:10～10:20
来運	来運集落センター前	10:30～10:45
中斜里	中斜里公民館前	11:00～11:30
三井	三井集落センター前	13:10～13:20
富士	富士コミュニティセンター前	13:30～13:35
越川	越川集落センター前	14:00～14:10

5/29 金



地区	場所	時間帯
文光町	老人福祉センター前	9:30～9:55
新光町	新光町公共集会所前	10:05～10:20
	はまなす公園西側	10:25～10:55
青葉町	デイサービスセンター前	11:00～11:10
	かえで東集会場前	11:15～11:25
光陽町	光陽南会館前	13:10～13:30
	光陽公共集会所前	13:40～13:50
豊倉	豊倉西集会場前	14:00～14:10

5/31 日

各地区への巡回で受けられなかった場合にご利用ください。

地区	場所	時間帯
町内 全域	ぼると21前	10:00～11:45
	役場前	13:00～14:00

5/28 木



地区	場所	時間帯
以久科南	以久科農村集落センター前	9:30～9:40
	以久科南会館前	9:45～9:55
豊倉	豊倉農作業管理休養施設前	10:05～10:10
朝日町	朝日町教員住宅前	10:25～10:45
	朝日町公園(通称:三角公園)	10:55～11:10
本町	産業会館前	13:10～13:25
	埋蔵文化財センター前	13:30～13:45
港町	母と子の家前	13:50～14:00
港西町	港西町コミュニティセンター前	14:05～14:10
西町	憩いの家前	14:15～14:30

狂  
犬  
病  
予  
防  
注  
射  
日  
程

☎ 0152・23・3131  
 関 役場 環境課 生活環境係

内線 223

狂犬病予防注射  
 料金改定のお知らせ

2019年10月の消費税率引き上げに伴い、  
 狂犬病予防注射料金の改定が行われました。

新料金 (2019年10月～)

狂犬病予防注射料金	2,690円
注射済み交付手数料	550円
合計	3,240円



2019年9月まで

狂犬病予防注射料金	2,560円
注射済み交付手数料	550円
合計	3,110円

あわせて畜犬登録を！

すべての飼い犬は登録が義務付けられています。  
 小型犬・室内犬でも登録が必要です。犬を新しく飼  
 い始めるとき、未登録の犬は必ず登録をしてください。  
 また、引っ越したときや飼い犬の死亡時には、  
 人間の住民登録と同じように登録変更が必要となり  
 ます。生活環境係までご連絡ください。  
 ※飼い犬が行方不明になったときは、同じく生活環  
 境係までお問い合わせください。

- ① 畜犬登録料……………3,000円  
 (すでに登録済みの方は不要)
- ② 狂犬病予防注射手数料…3,240円  
 (往診の場合1頭につき500円加算)

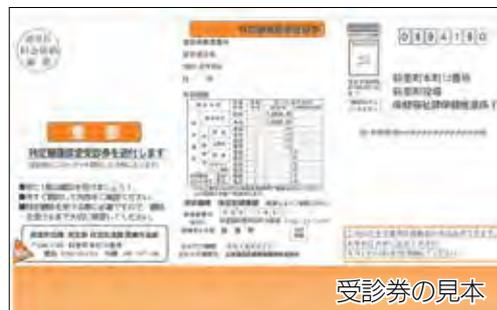
# 40歳以上の国保加入の方へ 特定健診受診券 を郵送しました



あなたの  
健康のために  
健康に役立つ情報をお知らせします

「特定健康診査（特定健診）」とは生活習慣病の予防のために行われ、メタボリックシンドロームの改善に重点がおかれています。斜里町国民健康保険に加入中の40歳～74歳のみなさんに、今年度の特定健診の受診券を郵送しました。健診は、自覚症状のないまま進行する病気を発見する絶好の機会です。さあ、健診に行きましょう！

※斜里町検診ガイド（広報しゃり4月号に折り込んだA3のチラシ）や斜里町ホームページ（<https://www.town.shari.hokkaido.jp/>）にも詳細を書いていますので、ご覧ください。



☎ 役場 住民生活課 医療年金係 ☎ 0152-23-3131 内線 140

## ▼特定健診の受診方法

以下のいずれかの方法で受診してください。

① ぼると21（6月、9月、12月）、ウトロ漁村センター（12月）で行われる集団検診の「生活習慣病健診」を受診する。

※予約は**ぼると21 保健推進係 ☎ 0152-22-2500**までご連絡ください。

② 指定医療機関（斜里国保病院、水柿内科医院ほか）で個別検診を受診する。

③ 斜里町国保病院または網走厚生病院で、人間ドックを受診する。

④ 網走の丘総合病院（旧網走脳神経外科・リハビリテーション病院）または網走厚生病院で、脳ドックを受診する。

## 後期高齢者医療保険制度に加入の方も 生活習慣病健診を受診できます

後期高齢者医療保険制度加入者についても、左記の①～③の方法により受診できます。特に普段病院にかかっていない方は健康状態の確認のため、年に1度の受診をお勧めします。

▼健診費用 無料（人間ドックのオプション検査は自己負担となります）

※費用の助成に必要な健康診査受診券を発行しますので、受診を希望される方は事前に**役場 住民生活課 医療年金係**までご連絡ください。

# ベビーカーとベビーバス 無料でお貸しします！



## 子育て応援！

子育てに役立つ情報をお知らせします。

町では子育て支援事業の一つとして、子育てが始まったばかりの時に必要となる「ベビーカー」「ベビーバス」を無償でお貸しする「子育て支援備品貸与事業」を実施しています。

希望される方は、まず**役場 子育て支援課 児童育成係**までお電話でお申込みください。電話の申込みの際、お渡しする日を決めます。

☎ 役場 子育て支援課 児童育成係 ☎ 0152-23-3131 内線 146

貸与するもの	対象者	貸与期間
ベビーカー (A型タイプ・ 生後1ヶ月～ 3歳まで対応)	町内在住者で 3歳未満の 乳幼児の保護者	対象乳幼児の 3歳の誕生日 まで
ベビーバス(小)	町内在住者で 生後6ヶ月未満 の乳幼児の保護者	対象乳幼児の 出生日後6ヶ月 まで

※1人の乳幼児に対しそれぞれ1台までです。  
※ウトロ地域在住の方はウトロ支所でお渡しできます。  
※貸与に当たって、申請書の記入と印鑑の押印が必要ですので、印鑑をご持参ください。

# 5月の子育てカレンダー



新型コロナウイルス感染症対応のため、室内で人が密集する可能性がある活動は当面お休みします。又は、今後の状況により閉館や利用を制限することがあります。

のびのび

## 子育て支援センター ☎ 0152-23-5355

イベント	場所	日程	時間
<b>開放日</b> お子さんと保護者の方が一緒に自由に遊ぶことができます。	子育て支援センター	7日(木)、8日(金)、11日(月)、12日(火)、13日(水)、 14日(木)、15日(金)、18日(月)、19日(火)、20日(水)、 21日(木)、22日(金)、25日(月)、26日(火)、28日(木)、 27日(水)、29日(金)	【午前】 10:00～11:30 【午後】 13:00～16:30 【午後】 13:00～16:30
<b>砂場遊び</b> 天候に関わらず支援センター（室内）もご利用できます。	双葉保育園（園庭）	25日(月)	【午前】 10:00～11:30
<b>遊びの広場</b>	新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、「遊びの広場」をお休みします。		
<b>令和元年10月・11月生まれ第2回どんぐり会</b>	6月に延期になります。日程については、案内はがきでお知らせいたします。		

※昨年度、児童館で実施していました「移動治開放ミニ広場」は月1回、子育て支援センターの開放日において支援センターの開放日において戸外遊びや季節の行事にふれる遊びに変更になります。日程、内容については広報しゃり子育てカレンダーでお知らせいたします。

## 「お誕生ころころ会」がスタートします

子育て支援センターでは、1歳未満のお子さんをもつ親同士がつながる交流の場「どんぐり会」を開催しています。今年度より新たに1歳を迎えられた親子を対象に、歯科衛生士・栄養士・保健師からお話を聞いたり、気軽に相談できる場を盛り込んだ「お誕生ころころ会」を開催します。日程は子育て支援センターより、案内はがきでお知らせします。

☎ 子育て支援センター ☎ 0152-23-5355

▼対象 1歳の誕生日を迎えたお子さんとその保護者 ▼場所 子育て支援センター

斜里町児童館あそぼっくるは、新型コロナウイルス感染症対応のため、各種クラブ・あそぼっくるレストラン等の行事を当面の間お休みします。

▼あそぼっくるに遊びに来るときお願い

- ・ハンカチや汗ふきタオルをもってきてね！
- ・熱やかぜの症状があるときはおうちで休んでね！

☎ 斜里町児童館あそぼっくる  
☎ 0152-23-5245

## あくあく ぽると21 ☎ 0152-22-2500

内容	日程	時間
3歳児健診（平成28年11月生）	14日(木)	【受付】 13:00～13:30
3歳児健診（平成28年12月生）		
9ヶ月健診（令和元年8月生）	28日(木)	【受付】 13:30～14:00
4ヶ月健診（令和2年1月生）		

## 野火火災防止のために ご協力をお願いします！



# 119 だより

☎ 消防署

☎ 0152-23-2435

- ▼喫煙は決められた場所で行いましょう。
- ▼タバコの吸い殻は絶対にポイ捨てせず、街をキレイに。
- ▼子どもの火遊びはとて危険です。絶対に行ってはいけません。
- ▼ゴミ焼きは大変危険な行為であり犯罪です。
- ▼認められた野焼き（枝焼きなど）をする場合は、安全確認をしっかりと行ってから実施しましょう。

# 会計年度任用職員 を募集します



## 一緒に 働きませんか？

町職員の募集情報をお知らせします。

区分	学校給食センター調理員	学校給食センター 代替調理員	国勢調査関係 事務補助	役場庁舎 一般事務補助
募集人数	1名	1名	1名	2名
勤務場所	斜里町学校給食センター		役場 企画総務課	役場 企画総務課・税務課 各1名
業務内容	学校給食調理・洗濯		令和2年国勢調査に関わ る事務補助等	一般事務、電話対応等
資格・条件	町内在住者で明るく元気で体力に自信のある方 (所持資格要件なし)		町内在住者でパソコン操作ができる方	
勤務日と 時間	月～金曜日(土日祝日休 み) 8時～16時45分 (休憩時間1時間)	月平均3～4日程度、調理 員の休暇代替※土日祝日 休み 8時～16時45分 (休憩時間1時間)	月～金曜日(土日、祝日休み) 8時45分～16時45分	
給与	163,100円/月	7,766円/日	131,961円/月	
手当	期末手当(最大1.45月)、 通勤手当等あり	通勤手当等あり	通勤手当、時間外勤務手 当等あり	期末手当(最大1.45月)、 通勤手当、時間外勤務手 当等あり
保険等	社会保険・厚生年金 雇用保険加入	—	社会保険・厚生年金・雇用保険加入	
任用期間	契約日～令和3年3月		令和2年8月～ 令和2年10月	令和2年6月～ 令和3年3月
申込方法	履歴書を5月15日(金)16時45分までに学校給食センター に提出してください。		履歴書を5月15日(金)17時30分までに役場企画総務 課に提出してください。	
問合せ	学校給食センター ☎0152-23-2548		役場 企画総務課 ☎0152-23-3131 内線 210	役場 企画総務課 ☎0152-23-3131 内線 205

## 地域おこし協力隊が新たに着任しました！

斜里町では2例目となる地域おこし協力隊として、令和2年4月から着任した<sup>やまだ りょうこ</sup>山田 涼子さんをご紹介します。

### ご挨拶

地域おこし協力隊に着任した山田 涼子です。

18歳まで清里町で育ち、進学を機に上京し服飾関係の仕事に就き、この度20年ぶりに北海道に戻ってまいりました。私は地域おこし協力隊として、2019年7月に設立した一般社団法人知床しゃり「Shiretoko!Sustainable 海と、森と、人」という知床のブランドメッセージをもとに、観光ツアーから農産物まで様々なものを対象とし、地域商社として通販、観光DMOとしてプロモーション、街づくり会社として人材育成などを行っていきます。一般社団法人知床しゃりは斜里町産業会館の中に事務所を構えています。

皆さん、これからどうぞよろしくお願いいたします。

### 「地域おこし協力隊」とは

地方で地域外の人材を積極的に受け入れ、地域協力活動を行ってもらい地域力の維持・強化を図っていくことを目的とした制度です。

### 一般社団法人知床しゃりに関する情報

一般社団法人知床しゃり HP

<https://www.shiretoko-sustainable.com/>

一般社団法人知床しゃり Facebook

<https://www.facebook.com/ShiretokoSuatainable/>

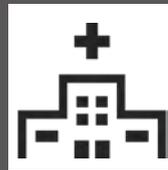
一般社団法人知床しゃり Instagram

<https://www.instagram.com/shiretokohokkaido/>





# 5月の診療表



## 国保病院から お知らせ

〒0152-23-2102 国保病院 ☎0152-23-2102

外来診療表		月	火	水	木	金						
内科	午前 (1診)	合地	合地	森(秀)	合地	合地						
	午前 (2診)	石岡	近藤	石岡	石岡	森(秀)						
	午後	森(秀) 18日:吉田	5日:休診	近藤	森(秀)	近藤						
			12日:石岡									
		19日:近藤										
		26日:石岡										
外科	午前	4日:休診		菊一	菊一	整形外科	7日:蜂須賀	土田				
		整形外科	11日:森(雅)				14日:小島					
		18日:土田					21日:森(雅)					
	午後	4日:休診					菊一		菊一	整形外科	28日:小島	土田
		整形外科	11日:森(雅)									
		18日:土田										
		25日:森(雅)										
小児科	午前	旭川医大	旭川医大	休診	旭川医大	旭川医大						
	午後	旭川医大	予防接種	休診	旭川医大 (慢性疾患診療)	旭川医大						
産婦人科	午前	-	-	-	14日:加藤 28日:千石	15日:加藤 29日:千石						
	午後	-	-	-	14日:加藤 28日:千石	15日:加藤 29日:千石						
皮膚科		11日:冲永	-	-	-	-						

受付時間	午前	午後
内科	8:30~11:00	13:30(火曜は14:00)~16:00
外科	8:30(14日(休)、28日(休)は10:00)~11:00	13:00(火・木曜は14:00)~16:00
小児科	8:30~11:00	13:00~16:00(火・金曜は15:00まで) ※14日(休)、21日(休)、28日(休)は乳児健診のため、 15:00以降の診療となります。
産婦人科	8:30~11:00	13:00~16:00 (15日(金)、29日(金)は15:00まで)
皮膚科	8:30~11:00	13:30~16:00

※ヘリカルCT肺がん検診は7日、14日、21日、28日(毎週木曜日)で予約制です。  
 ※毎月第2・4週の小島医師による整形外科外来診療は完全予約制です。事前に予約をお願いいたします。  
 (予約受付時間:平日14時~16時)予約された患者様につきましては、予約時間の30分前までにお越しください。  
 ※毎週火曜日に禁煙外来を行っております。(担当医:森 秀樹 内科医長、受付時間:13時30分~14時)  
 事前に予約をお願いいたします。(予約受付時間:平日16時~16時30分)  
 ※毎月第1・3週の木曜日にストーマ外来を、毎月第2・4週の木曜日にフットケア外来を行っております。  
 (担当者:高橋 雄二 皮膚・排泄ケア認定看護師、受付時間:14時~)事前に予約をお願いいたします。  
 ※毎月第2・4週の火曜日に認知症外来を行っております。(担当医:土田 和幸 外科医長、受付時間:14時~16時)  
 事前に予約をお願いいたします。(予約受付時間:平日16時~16時30分)  
 ※都合により、担当医師が変更になることがあります。



# 軽自動車(種別割)について



## 暮らしの情報

令和元年10月1日に、自動車取得税の廃止に伴い軽自動車税(環境性能割)が創設されたため、従来の軽自動車税は『軽自動車税(種別割)』へ名称が変更されました。毎年4月1日時点で、軽自動車、原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪車(オートバイ)等を所有する方については、軽自動車税(種別割)が課税されます。

☎ 役場 税務課 課税係 ☎ 0152-23-3131 内線 132

### ▼減免制度について

身体障がい者(手帳をお持ちの方、またはこれらの方との同一生計者)等が所有する軽自動車については、軽自動車税(種別割)の減免が受けられる場合があります。障がいの区分・等級により、減免基準が定められているため、詳細は**税務課課税係**までお問合せください。

なお、**申請の期限(5月25日(月)まで)**が定められておりますので、お早めにお問合せください。

### ▼名義変更等の手続きについて

町外への転出や死亡等により、所有者の住所や名義が変更になる場合は、変更手続きが必要になりますので、右記の場所での手続きをお願いします。

区分	窓口
原動機付自動車・小型特殊自動車	斜里町役場税務課課税係 ☎ 0152-23-3131
軽二輪(125cc超 250cc以下)	北海道運輸局北見運輸支局
小型二輪(250cc超)	☎ 050-5540-2007
軽自動車(四輪乗用・四輪貨物)	軽自動車検査協会北見事務所 ☎ 050-3816-1769

### 軽自動車税(種別割)の納期限は6月1日です

5月1日に令和2年度の納税通知書を送付いたしますので、内容をご確認いただき、納期限までの納付をお願いします。



# 固定資産税・都市計画税の課税明細書をご確認ください

固定資産税・都市計画税の納税通知書を送付しましたので、課税明細書に記載されている内容をご確認ください。資産が多い方は明細書に別紙が付いていますので、あわせてご確認ください。

☎ 役場 税務課 課税係 ☎ 0152-23-3131 内線 132

### ▶内容に以下のような疑問がある場合

- ①既に壊した建物が明細書に載っている。  
→対象となる建物を確認しますので課税係に連絡してください。
- ②建物(住宅・物置・倉庫・育苗ハウスなど)はあるが、明細書に載っていない。  
→固定資産税の対象になる場合がありますので、課税係に連絡してください。

- ③所有者が変わっているのに反映されていない。  
→令和2年1月1日現在の所有者に課税されますので、1月2日以降に所有者を変更された場合は、前の所有者の方に納税通知書が送付されます。  
なお、法務局で所有権移転登記(家屋番号のない建物は税務課への届出)が済んでいない場合、所有者の変更が反映されませんので、早急に手続きをお願いします。

## 実態調査 ご協力をお願い

斜里町では、航空写真を利用した実態調査を町内全域で実施しています。それに伴い、夏頃から町内各所を巡回します。対象となる建物の外観確認や内装の調査などご自宅をお伺いする場合がありますので、ご協力をよろしくお願いします。

## 今月の納期



### 町 税

納期限…6月1日(月) 口座振替日…5月25日(月)

- 税 目 固定資産税・都市計画税…1期分・一括  
軽自動車税…全額



### 水道料・下水道使用料

納期限・口座振替日…5月25日(月)



## 浄化槽の設置経費を補助します



## 暮らしの情報

斜里町では生活環境の向上と公共水域の保全のため、浄化槽を設置しトイレの水洗化と生活雑排水の処理をすすめる事業を行っています。浄化槽の設置には補助制度がありますので、希望される方は役場 生活環境係へお問い合わせください。

☎ 役場 環境課 生活環境係 ☎ 0152-23-3131 内線 223

▼対象者 次のすべての要件に該当する方が対象です。

- ① 斜里町下水道計画区域外の地域（大栄、川上、中斜里、美咲、以久科、三井、来運、富士、越川、朱円、峰浜、日の出など）の方であること。
- ② 住宅に10人槽以下の合併浄化槽を設置する方（人が居住しない事業所や販売目的の住宅への設置、合併浄化槽の更新などは対象外）
- ③ 町税および公法上の収入を完納している方

▼補助金の限度額

- ・ 5人槽…73万円（新築住宅の場合…58万円）
  - ・ 7人槽…95万3千円（新築住宅の場合…80万3千円）
  - ・ 10人槽…132万円（新築住宅の場合…117万円）
- ※補助制度とあわせて、他に無利子の貸付制度または利子相当額の助成制度も利用することができます。



## 国勢調査員を募集します

令和2年（2020年）10月1日を基準として、全国一斉に実施される国勢調査に向け、調査員を募集します。

☎ 役場 企画総務課 企画係 ☎ 0152-23-3131 内線 210

▼国勢調査の概要

日本国内に住む全ての人と世帯を対象として、5年に一度行われる国の重要な統計調査です。

▼調査員の主な業務（予定）

- ① 調査員説明会参加（令和2年8月下旬頃）
- ② 調査説明と書類配布（令和2年9月中旬）
- ③ 調査票回収（令和2年10月上旬～中旬）
- ④ 調査票の整理と提出（令和2年10月中旬～下旬）

▼報酬

約2～7万円  
※担当する調査区の世帯数等により増減します。

▼従事期間

8月下旬～10月までの約2カ月間

▼応募資格

- ① 20歳以上の心身ともに健康な方
- ② 担当調査区を巡回し、責任をもって調査票の配布・回収ができる方
- ③ 警察・選挙事務等に直接関係のない方
- ④ 調査で知り得た秘密を守ることができる方

▼応募方法

5月29日(金) 17:30までに、役場企画総務課企画係にご連絡ください。



## イベント Information



## 新型コロナウイルスの影響による斜里町植樹祭の中止について

斜里町植樹祭については5月に開催することとして準備を進めていましたが、植樹祭地までの移動時の新型コロナウイルス感染症防止対策が難しいことから中止としました。

☎ 役場 水産林務課 林務係 ☎ 0152 - 23 - 3131 内線 156

※新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、今月号に掲載されているお知らせにあるイベントや事業が今後、中止または延期となる場合があります。  
町主催イベント・事業の開催状況は町ホームページをご確認いただくか、担当課へお問合せください。



# マイナンバーカードを 作りませんか？



## 暮らしの情報

マイナンバーカードは、プラスチック製のカードで券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーと本人の顔写真等が表示されています。本人確認のための身分証明書として利用できるほか、e-Tax等の電子証明書を  
利用した電子申請等にも利用できます。 **図 役場 住民生活課 戸籍住民係 ☎ 0152-23-3131 内線 139**

### ▶申請時来庁方式も可能になりました

斜里町では新たにマイナンバーカード申請時来庁方式も開始します。申請時来庁方式とは、マイナンバーカード申請時のみ、窓口に来庁する方式でカードは後日、本人限定受取郵便で送付されます。この方法を希望される方は申請に必要な書類についてお問合せの上、ご来庁ください。また、マイナンバーカードの申請に必要な顔写真撮影や申請補助も、引き続き行っておりますので、ご利用ください。

※マイナンバーカードの申請から交付までは1カ月程度を要します。

# マイナポイントの予約支援を行っています

国では、マイナンバーカードを取得し、マイナポイントを予約した方に対して、一定条件の下で「ポイント」を付与する施策を実施予定です。ポイントは一人あたり上限5,000円で、すでにマイナンバーカードをお持ちの方は予約可能ですので、お気軽にお申し出ください。また、ご不明な点は戸籍住民係までお問合せください。

### ▼マイナポイントとは

小売店等での買い物の際に、キャッシュレス決済で利用できます。

- 使用したいキャッシュレス決済サービスを選択できます。
- 買い物の際にマイナンバーカードは必要ありません。
- マイナポイントは令和2年9月から使用できます（予定）。

### ▼予約支援窓口

役場 住民生活課 戸籍住民係もしくは  
ウトロ支所

※マイナポイントの予約には、マイナンバーカードとカードに設定した4桁の暗証番号が必要です。

(暗証番号忘れの場合、再設定可能です)

**マイナンバーカードの申請はお早めに!**

※ポイントの利用時期が近づくとマイナンバーカードの交付申請が混み合い、申請から交付まで通常(1ヶ月)よりも時間を要することが見込まれます。

**STEP1** マイナンバーカードを申請

**STEP2** マイナポイントの予約

**STEP3** マイナポイントの申込み (2020年7月〜)

キャッシュレスでチャージまたは買い物をする  
(2020年9月〜)

**マイナポイント 25% もらえる!**

キャッシュレスで2万円のチャージまたは買い物をする  
1人あたり上限5,000円分のマイナポイントがもらえる

詳しくはこちら

## 製造事業所のみなさまへ 工業統計調査にご協力をお願いします



工業統計調査では製造事業所を対象に、1年間の製造品の出荷額、原材料使用額などを調査します。調査をお願いする事業所には5月中旬から6月にかけて、統計調査員が調査票をもって伺うか直接郵送で届きますので、ご理解・ご回答をお願いいたします。インターネットで回答をお願いします。

経済産業省・北海道・斜里町

## 2020年6月 チャレンジメンバー募集!!

テーマ 歪み解消!「機能回復ヨガ」  
～肩こり、膝痛、腰痛を改善!～

申込締切  
5月22日(金)

顔ヨガ『第一印象は目元で決まる!』  
～目尻のシワ、上下まぶたのリフトアップ術～



- 斜里ヘルスアップ・ヨガ・サークル 毎週水曜日: 10時～12時 毎週金曜日: 19時～21時 場所: ゆめホール知床
- ウトロヘルスアップ・ヨガ・サークル 隔週土曜日: 14時～16時 場所: ウトロ漁村センター 定員: 各タイム5名となります。

▼申込み・問合せ ☎ 090-8275-4063 佃まで



## 飲食関連事業者 へのお知らせ

食品選択や外食摂取において健康管理上の適切な選択を支援し、道民の健康づくりに資することを目的に、「ほっかいどうヘルスサポートレストラン推進事業」を開始しており、登録店舗を募集しています。

### ▼登録対象店舗

外食料理店（喫茶店含む）及びそごい製造業、コンビニエンスストア、スーパーなど

### ▼登録要件

①登録は三ツ星制としており、道が提供する健康情報等の発信を行うことと店内を禁煙にしていることを必須要件とし、一ツ星店として登録します。

②上記の①に加え、顧客の要望に応じた健康を支援するオーダー対応ができる店舗を二ツ星、さらに健康に配慮したメニューとして、栄養バランスメニューや野菜たっぷりメニュー、塩分控えめメニューのいずれか一つを提供する店舗を三ツ星店として登録します。

▼特記事項 登録店舗には、北海道からの健康づくり関連情報を月に一度メールマガジンで配信するほか、北海道栄養士会や管理栄養士養成施設からの普及啓発ツールの配信等も行われます。

▼登録方法 登録届出書の様式は、最寄りの道立保健所、もしくは北海道のホームページ

(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kth/hhsr/top-02.htm>)より入手可能です。



QRコード

☎ 0152-41-0695

## あさひ広場の噴水閉鎖に関するお知らせ

あさひ広場にある噴水は、改修工事により令和2年度の使用を中止いたします。また、令和2年7月以降より開始する工事期間中は、公園内への立ち入りが出来なくなりますので、ご理解とご協力をお願いします。

☎ 0152-23-3131 内線 220

## 春です! ヒグマに注意!!

芽吹きの中、ヒグマとの事故が起こりやすくなりますが、ほとんどの事故は人間側の注意で防ぐことができます。事故防止のため「人の存在を知らせる」「ごみは放置しない」「シカの死体には近づかない」の3点に注意してください。

### ▼ヒグマの情報はすぐにご連絡ください。

・知床財団

☎ 0152-24-2775 (直通)

☎ 090-3778-4308 (夜間・早朝)

※携帯電話は 4/1 ~ 11/30 のみ

### ▼連絡がつかない場合は…

・役場 環境課 自然環境係

☎ 0152-23-3131

・斜里警察署

☎ 0152-23-0110

※ヒグマが市街地付近等に出没した場合は、必要に応じてほっとメール@しゃりなどで対応状況をお知らせします。

## 運転免許証の有効期間の延長措置等について

新型コロナウイルスへの感染やそのおそれを理由に、運転免許証の通常の更新手続きを受けることができない方・できなかった方については、延長措置等の対応が可能となりました。詳しくは、警察署までお問合せください。

☎ 0152-23-0110

## 選挙管理委員 を紹介します

選挙管理委員は、選挙の公正かつ適正な執行を確保するために、地方自治法に基づいて設置された独立機関です。各種選挙の執行管理をはじめ、選挙人名簿の調製など選挙に関する事務を管理します。

新たな選挙管理委員は令和2年3月の町議会で選挙された4名で構成されています。委員の任期は令和2年3月22日から令和6年3月21日までの4年間となっています。

職名	氏名
委員長	角田 淳一
職務代理者	佐々木 英一
委員	鈴木 勉
委員	保村 浩二

☎ 0152-23-3131 内線 171



人の動き 〈3月末現在〉

- 人口/11,442人(-68人)  
男: 5,651人(-20人) 女: 5,791人(-48人)
- 世帯/5,599世帯(-16世帯)



〈3月の参加状況〉

- 寄付金額 85,000円
- 参加者 7人(件)



# まち発見レポート

斜里のまちで見つけた「発見」をご紹介します。  
 また、みなさんからも情報を募集しております。  
 固 役場 企画総務課 企画係 ☎ 0152-23-3131 (内線 241)

ウトロ地区に新しい救急車が導入されました。

## ウトロ地区での活躍に期待

3月25日、ウトロ地区に新しい救急車が導入されました。車両には最新の医療機器等を搭載。さらに灯火類にLEDを使用していることにより、傷病者の負担を減らし、安全かつ確実に緊急搬送することが可能となりました。また、車両側面にはオリジナルトコさんがほどこされており、見た目にも親しみやすいデザインになっています。これまで使用していた旧車両は、平成13年12月に水柿内科医院様より寄贈をいただいた車両が活躍していました。

今後は、ウトロ地区の住民や観光客の皆さんの命を守るため、新車両の性能を最大限に発揮し活躍することが期待されます。



ウトロ地区に導入される新車両



車内の様子

車両側面にはトコさん



青木 春美さんが永年勤続功労章を受章されました

## 斜里消防団としての功績をたたえ

あおき はるみ  
 青木 春美さん(中斜里)が消防庁長官表彰である永年勤続功労章を受章されました。この章は消防団に入団して25年以上になり、災害対応・訓練といった団の活動が優秀で、他の方の模範になると認められた方に贈られるものです。青木さんは昭和57年に斜里消防団(第2分団)に入団され、平成27年からは副分団長、平成29年からは分団長として活躍されました。受章おめでとうございます。

入江 イトさん 93歳 青葉町 3/29	羽田野敏廣さん 80歳 朱丹西 3/28	甕岡 豊 さん 79歳 朝日町 3/23	木村 のぶきん 95歳 光陽町 3/20	西村 キエきん 104歳 光陽町 3/16	佐野 カツきん 87歳 大 栄 3/11	本間 秀司きん 70歳 以久科南 3/10	畠山 久美きん 87歳 朝日町 3/3	児玉 信雄きん 82歳 西 町 3/3	川上 陽翔きん 0歳 港 町 3/1
-------------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	-----------------------------	----------------------------	-----------------------------	---------------------------	---------------------------	--------------------------

おくりやみ申し上げます

♡ 波佐 崇 さん ランピンファンさん ウトロ中島 3/26	♡ 山屋ひとみさん 文光町 3/26	♡ 佐々木翔平さん 文光町 3/26	♡ 吉川 奈那さん ウトロ東 3/10	♡ 佐藤 健太さん ウトロ東 3/10
---	--------------------------	--------------------------	---------------------------	---------------------------

結婚おめでとう  
届出日です

高橋 芽咲きん 和希さん 以久科南 3/26	工藤 蒼大くん 涼介さん 光陽町 3/10	野尻 柁音くん 涼太さん 青葉町 3/6
------------------------------	-----------------------------	----------------------------

誕生おめでとう



一般社団法人知床スロウワークス  
事務局 **秋山 大地** さん

# 斜里 魅力発見



斜里で活躍するキラリと光る人・団体を紹介します。

## ▷▷PROFILE

**秋山 大地** / あきやま だいち

静岡県出身の27歳。2019年10月から斜里町に移住し、知床スロウワークス事務局として、首都圏等の企業のテレワーカー受入業務を行っている。

## 人と人をつなげたい

### 人の温かさに感謝

モニターに向かって、打ち合わせを行うのは、一般社団法人知床スロウワークス事務局の秋山さん。知床スロウワークスとは、首都圏等の従業員が斜里町内で余暇を楽しみながら、ICT通信技術を活用して仕事をする「テレワーク」の受け入れを行っている法人です。知床スロウワークスは、町内の活性化を願う町内の有志で構成されておりメンバーの職種も様々です。秋山さん自身も実はテレワーカー。2019年に斜里町に移住する前まで、東京都で制作会社や運送会社などで様々な仕事を経験してきたそうです。結婚・子育てを機に斜里町へ移住した後も、知床スロウワークス事務局としての業務とともに、テレワークを活用しながら首都圏を中心に様々な仕事を進

めています。また、親族が経営する町内の畜産農家の仕事もこなすなど忙しい日々を過ごす秋山さん。「縁あって知床スロウワークスの事務局として活動しています。仕事はもちろん私生活の上でも斜里町の皆さんの温かさを感じています。」と笑顔で語られました。

### テレワークでつなが

「今後はテレワークを通じ町の方に恩返しをしたいです。斜里町には、これまでテレワーク受入事業でつながった全国の方々との人脈があります。知床スロウワークスでは、住民の皆さんを巻き込んでビジネスの視点でつなげる取り組みを仕掛けていきたいと考えています」と秋山さんは力を込めます。

今後の知床スロウワークスの躍進と秋山さんの活躍に期待が高まります。

### ▶アンケート

- Q1 今月号でよかった内容があれば教えてください。
- Q2 取り上げてほしい内容や企画があれば教えてください。
- Q3 その他、広報に関するご意見があれば教えてください。

〈郵送での回答〉 アンケートの回答を書いてこちらの住所まで

▶〒099-4192 斜里町本町12番地 斜里町役場 企画係 宛

〈FAXでの回答〉 アンケートの回答を書いてこちらの番号まで

▶0152-23-4150

〈メールでの回答〉

アンケートの回答を入力しこちらのアドレスまで

▶sh.kikaku@town.shari.hokkaido.jp

〈アンケートフォームからの回答〉

こちらから

アンケート回答ができます。

